

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人熊本県精神神経科診療所協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、熊本県域内において、精神障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、精神保健福祉に関する正しい知識の啓発普及や、各種の相談事業等を行うとともに、精神神経科診療所が地域における精神科医療の中心的役割を果たすよう、その資質向上に努め、精神保健福祉の推進に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域精神保健福祉の向上に関する講演会及び一般広報活動
- (2) 地域精神科医療に関する学術講演会、研究会及び各種講習会の開催
- (3) 地域精神科医療に関する医学的調査、研究及び公益事業への助成
- (4) 熊本県域内外の関係省庁及び関係団体からの受託業務及び各団体との連携
- (5) その他この法人の目的を達成するための事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を熊本市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。

- ② 事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない時は、官報に掲載する。

(機 関)

第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって、次の条件に全て合致する者
- a 熊本県域内で精神科を標榜する診療所の管理医師又はそれに準ずる医師であって、精神科を重点科目として診療に従事する者
 - b 精神保健指定医又は精神科関連領域の専門医であること
 - c 熊本県域内外の関係団体との連携を行う者
 - d 医療法人等の法人に所属する者については、その所属する法人に他に当法人の正会員が所属していないこと
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人であって、上記(1)の4条件を満たさない者(なお、正会員が上記(1)のいずれかの条件を欠くに至ったときを含む。)

(入 会)

第8条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- ② 既納の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(退 会)

第10条 会員がこの法人を退会しようとするときは、別に定める手続により代表理事宛に退会を申し出るものとする。

- ② 会員は次の各号に該当するときは退会したものとみなす。
- (1) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき

(除 名)

第11条 会員が次の各号に該当するときは、社員総会の決議によって除名することができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (2) この法人の定款又は規則に違反したとき

第3章 社員総会

(構 成)

第12条 社員総会は、全ての正会員(以下「社員」という。)をもって構成する。

(招 集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。
- ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第17条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第21条 当法人の理事の員数は、4名以上15名以下とする。

(理事の資格)

第22条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第23条 当法人の監事の員数は、4名以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第24条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第25条 当法人に代表理事1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 代表理事は、当法人を代表し会務を総理する。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第28条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に

対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第29条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第32条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第33条 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第34条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第35条 当法人は、事務を処理するため事務局を配置する。

② 事務局には、職員若干名を配置する。

③ 事務局長は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱し、職員の任免は代表理事が行う。

④ 事務局長及び職員は、理事会の定めた職務に従事する。

- ⑤ 事務局の組織及び運営に関し必要な経費、事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産)

第36条 当法人の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 当法人の資産は、代表理事がこれを管理する。その管理方法は、理事会の議決によりこれを定める。

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(収支差額の処分)

第39条 当法人の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の議決を得てその全部又は一部を積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(特別会計)

第41条 当法人は、事業の遂行上必要な時は、社員総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

- ② 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して管理するものとする。
- ③ 第1項の特別会計は、前条の収支予算及び決算に計上しなければならない。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第42条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第43条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって、これを変更することができる。

(解 散)

第45条 当法人は、法人法第148条の規定に基づき解散する。

- ② 当法人は、法人法第148条第3号の規定に基づき解散する場合は、社員総会において総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議を要する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人の解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

安川節子

本島昭洋

中田滋寛

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 安川節子

設立時理事 本島昭洋

設立時理事 中田滋寛

設立時理事 小山一静

設立時理事 高橋教朗

設立時理事 松崎志保

設立時監事 池上研

設立時監事 荒木幹太

(設立時の代表理事)

第49条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 安川節子

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第51条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人熊本県精神神経科診療所協会を設立のため、設立時社員安川節子外

2名の定款作成代理人である司法書士野田英令は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和8年2月5日

設立時社員

安川節子

設立時社員

本島昭洋

設立時社員

中田滋寛

上記設立時社員3名の定款作成代理人

司法書士 野田英令